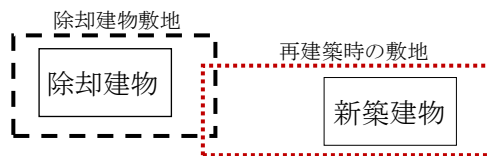


神戸市密集市街地建物除却事業補助金交付要綱の 取り扱いについて

この取り扱いは、神戸市密集市街地建物除却事業補助金交付要綱（以下、要綱とする）第14条に基づき、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものである。

1. 要綱第4条について、再建築時の敷地が、当該補助事業の敷地に少しでも重なる場合は、準耐火建築物又は耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物とすること。
(例) 次の図の場合、再建築時の敷地には準耐火建築物又は耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物とすること。



2. 要綱第4条について、建築基準法施行令136条の2に規定する3階建て建築物は、準耐火建築物又は耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物に該当しない。
3. 要綱第5条について、原則として申請した敷地内にある、申請者が所有する建築物はすべて除却すること。除却する老朽建築物の一部に昭和56年6月1日以降の増築部分がある場合、増築部分は補助対象外とする。
長屋は住戸ごとの解体除却も補助対象とする。ただし、トラブルがあった場合は申請者が対処する旨の誓約書及び隣接建物所有者の解体除却に関する同意書の写しを提出する場合に限る。
4. 要綱第5条第2項の関係権利者が複数存する場合における当該建物を除却することに関する同意等については、
 - ①登記名義人が死亡しており、相続人が複数の場合は、要綱第3条の代表の所有者が他の相続人から予め同意等を得たことが分かる代表の所有者による誓約書を提出すること。
 - ②登記名義人が複数の場合は、要綱第3条の代表の所有者が他の名義人から予め同意等を得て、同意書等を提出すること。
5. 要綱第5条第3項の他の制度とは、解体除却建物に対して実施した耐震改修やバリアフリーなどの補助制度のことである。ただし、他の制度実施後10年を経過したものは、補助金の交付を受けたものとみなさない。
6. 要綱第6条の補助金の対象となる経費は、要綱第8条第5項による解体除却業者による見積もり額とし、複数業者の見積もりを取得した場合はそのうち、最も低い額とする。また、見積もりは要綱第6条各号の金額を記載すること。
7. 要綱第6条の補助金の対象となる経費として、長屋の一部を解体除却する際に必要となる隣接外壁の補修費はその他市長が必要と認める費用とする。

8. 要綱第7条第1項における集合形式等とは、主に長屋、共同住宅等である。一般的な2世帯住宅は、戸建形式等とする。(建築基準法の取り扱いに準じる)
9. 要綱第8条の交付申請において、隣接外壁の補修等が補助対象となる場合は、補修する必要がある隣接建物所有者の解体除却に関する同意書の写しを添付すること。
10. 要綱第6条の国土交通大臣が定める額は31,000(円/㎡)
11. 除却費の補助対象は表の通りとする。

	直接工事費	直接仮設費	共通費等
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物解体除却 (地ならし程度まで) ・ 擁壁、門、塀解体除却 ・ 隣接する建物の外壁修理など ・ アスベスト調査費、アスベスト除却 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場 ・ 養生シート ・ 左記にかかる解体除却に要する重機など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通誘導員 ・ 散水用設備 ・ 水道料金 ・ 官庁届出(除却補助申請にかかるものを除く) ・ 法定福利費 ・ 諸経費 ・ 片付け・清掃 ・ 仮設・設備関係 (発電機リース料・水道メーター撤去・止栓など) など
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家財処分 ・ 植木撤去 ・ 庭石等処分 ・ 舗装(割栗石・玉砂利敷などを含む) ・ 地中埋設物撤去など 		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 共通費は対象経費と対象外経費の比で按分する </div>